

新型コロナウイルス感染症に関する 事業者支援制度のご紹介【令和2年4月24日現在】

津久見市が「新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金」に対して利子補給を行います

『津久見市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資利子補給金』

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内中小企業者の支援を目的として、大分県の「新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金」の融資を受けた事業者のうち、要件を満たした方に対して、3年間利子補給を行います。制度の内容は以下のとおりです。

【交付対象者】 大分県の制度融資「新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金」の融資を受けた方のうち以下の要件をすべて満たす方

- ① 運転資金として1,000万円以下の融資を受けた方
- ② 市内に主たる事業所を有する方
- ③ 市税等の本市に納入すべき納入金を滞納していない方

※令和2年3月5日以降の融資実行分から適用

【利子補給金の申請手続き】

- ① 融資を受けた年の末日までに必要書類を提出
- ② 市が、利子補給認定書を交付
- ③ 毎年6月末および12月末から起算して30日以内に利子補給金交付申請書を提出
- ④ 市が、利子補給金交付決定通知書を交付
- ⑤ 交付決定通知を受けた方は、利子補給金交付請求書および必要書類を市長に提出

(問い合わせ先)

津久見市役所 商工観光・定住推進課 商工観光班

TEL: 0972-82-9542 / FAX: 0972-82-9520

【国・県の支援制度】

	制 度	目 的	内 容	窓 口
経済産業省	セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の指定	資金繰り支援	セーフティネット保証4号・5号および危機関連保証について、新型コロナウイルスの影響を該当要件に加え、条件の緩和を実施。 ※セーフティネット保証とは…経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。	問い合わせ先： 最寄りの信用保証協会 申請窓口：各市町村
大分県	新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金の創設	資金繰り支援	新型コロナウイルスの感染が県内で確認されたことに伴い、売上高の減少等の影響を受けることが懸念される中小企業者に対する金融支援として、資金を創設。 【融資限度額】 1億6,000万円 【融 資 利 率】 1.3% 【保 証 料 率】 セーフティネット保証の認定を受けた場合0% ※それ以外は0.35%	申込先： 大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、商工中金、伊予銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、肥後銀行、筑邦銀行

※上記以外にも、さまざまな事業者支援制度があります。

詳しい内容については、下記の関連ページや津久見市ホームページをご確認いただくか、津久見市 商工観光・定住推進課、津久見商工会議所または大分県商工観光労働部 商工観光労働企画課にお問い合わせください。

- ・ 経済産業省ホームページリンク(新型コロナウイルス感染症関連) <https://www.meti.go.jp/covid-19/>
- ・ 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ(支援施策パンフレット) (経済産業省HP内) <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>
- ・ 厚生労働省ホームページリンク(新型コロナ感染症について) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- ・ おおいた中小企業支援ポータル <https://oita-chusho.jp/pc/corona/>

「おおいた中小企業支援ポータル」は右記QRコードからアクセスできます→



- ◆問い合わせ先 / 津久見市役所 商工観光・定住推進課 商工観光班 ☎0972-82-9542
津久見商工会議所 ☎0972-82-5111
大分県商工観光労働部 商工観光労働企画課 ☎097-506-3215